

野田 九条通信

2008年11月号

No.36

「野田・九条の会」事務局

TEL 7122-0502

野田九条の会ホームページ
http://www17.ocn.ne.jp/~art.9/

石川文洋写真展始まる

10月26日から市役所市民ギャラリーで始まった石川文洋さんの写真展は、ベトナム戦争の写真を中心に、アフガンや沖縄など戦争が人をどのように痛めつけるのかを改めて考えさせる内容だ。一枚ずつに石川さんのキャプションが付いているのでわかりやすい。

りど心に刻みたい。11月9日(日)からは櫛のホール3階のギャラリーに場所を移して1週間開催する。戦争と平和を考えるためにぜひ若い

関宿9条の会 前回は「日本が攻められたらどうするか」などの学習をしました。次回は11月12日に忘(望)年会でもと

マはイラクへ行った」を見て話し合った。戦争に行った女性兵士が帰ってから精神を病み子育てできず涙を流す姿に胸が締め付けられた。次回は12月7日(日)1時半〜北部公民館にて

九条への思い

改憲派の主張の根拠は、現行憲法はGHQが一方的に作って日本に押し付けた、というものだ。

しかし、内外の資料をたんねんに掘り起こして制作された「NHKスペシャル・日本国憲法誕生」(平成19年4月29日放送)は、憲法前文、戦争放棄の条項、国民の文化的水準の保障、など

「九条」は日本人の発案だった

フリーライター 中井 清

は、昭和21年当時の国会内に設けられた新憲法を検討する小委員会(芦田均委員長)での激しい議論とGHQとの攻防を重

ねたすえ、日本人の手で書かれたことを明らかにしたドキュメンタリーである。日本文学研究の竹西寛

写真展in櫛のホール

11月9日(日)～11月15日(土)
9時～18時(初日は午後から、最終日は午後9時まで)

方々にも見てほしい。お誘い合わせてお出かけください。15日(土)は夜9時まで開けています。

石川文洋講演会

「カメラから見た戦争と平和」
11月15日(土)午後2時・櫛のホール
協力券1,000円

もうお手元にチケットは届いているでしょうか。チラシの裏に「野田・九条の会」のアプリルを載せ、地域新聞への折り込みやボランティアでの配布で、ほぼ市内全世帯のポストにお届けしました。講演会と写真展の開催経費とともに、このアプリルをする経費を協力チケットの売上げでまかないます。どうぞご協力をお願いします。チケットはお近くの運営委員まで。

8月26日、ペシャワール会(NGO)のワーカーとして2003年以来アフガニスタンで、農業支援に携わってきた伊藤和也さん(31)が拉致され、殺害された。

ちょうど1年前中村哲現地代表は、治安悪化、タリバーン勢力の復活拡大の背景には、戦乱と旱魃で疲弊した農村の現実があると指摘し、次のように訴えていた。

「テロ特措法延長問題を議論する前に、今なお続く米国主導のアフガン空爆そしてアフガン復興の意味を、今一度熟考する必要があるのではないか。日本政府は1000億円以上の復興支援を行っている。と同時にテロ特措法によって『反テロ戦争』という名の戦争支援をも強力に行っているのである。『殺しながら助ける』支援というものが有り得るのか。干渉せず、生命を尊ぶ協力こそが、対立を和らげ、武力以上の現実的な『安全保障』になることがある。これまで現地が親日的であった歴史的根拠の一つは、日本が他国の紛争に軍事介入しなかったことにあった。他人事ではない。特措法延長で米国同盟軍と見なされれば反日感情に火が付き、アフガンで活動をする私たちの安全が脅かされるのは必至である。繰り返すが、『国際社会の安全と繁栄』や『日米同盟』という虚構ではなく、最大の被害者であるアフガン農民の視点にたって、テロ特措法の是非を考えていただきたい。」

(毎日新聞・ペシャワール会 H.P)



ダラエヌールの菜の花畑 (伊藤和也さん撮影)

しかしわたしたちはこの切実な現地報告を生かすことが出来ず、インド洋での給油新テロ特措法は今年1月衆院再可決によって延長されてしまった。さらに今国会では再延長を巡って国会解散の取引材料とされ、驚くべきスピードで衆院を通過して、参院防衛委員会にかけられた。「どうしたらテロをなくせるか」という議論抜きで、伊藤さんの死さえも口実にして「テロとの戦い」、「国際貢献」が声高に謳われている。人々もまたさして耳障りとも感じずにやり過ごしている。だがアフガンの状況は悪化の一途で、農民の苦しみは増すばかりと聞く。

伊藤さんが「子供たちが飢えることのない緑の大地を取り戻したい」と誠実な実践をもって伝えた「平和」。どうしたら青年の熱い遺志を受け継いでアフガンに平和をもたらすことが出来るのか。今わたしたち一人一人にその答えが求められているのではないだろうか。

(文責編集部)

ちょうせん！憲法クイズ

A 憲法第14条に定められた「法の下での平等」の中で正しくないものを一つあげよ。

- ①性別を理由とする異なった取扱いは「法の下での平等」の考え方に反する。
- ②人種、民族を理由とする異なった取扱いは「法の下での平等」の考え方に反する。
- ③思想、信条を理由とする異なった取扱いは「法の下での平等」の考え方に反する。
- ④国民の所得によって税率に格差を設けることは「法の下での平等」の考え方に反する。

B 外国人の権利に関わる次の記述の中で正しくないものを一つあげよ。

- ①こんにち、外国人が無条件に再入国出来る例が広がっている。
- ②こんにち、地方選挙については外国人にも保障されるという見解が有力になってきている。
- ③こんにち、外国人にも社会権が保障されるべきだ
- ④こんにち、外国人が公務員として任用される例が広がっている。

正解 A-④ B-①

法学館憲法研究所「憲法検定」インターネット版より